

## 令和元年度（平成31年度）以降の配偶者控除及び配偶者特別控除について

平成29年度の税制改正により配偶者控除及び配偶者特別控除が下表のとおり見直され、令和元年度（平成31年度）の市県民税（平成30年分の所得税）から適用されます。

		納税義務者の合計所得金額 (納税義務者が給与所得のみの場合の給与収入)				【参考】 配偶者の収入が給与所得のみの 場合の配偶者の給与収入								
	配偶者の合計所得金額	税目	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)		1,000万円超 (1,220万円超)							
配偶者控除	38万円以下	所得税控除額	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円	控 除 適 用 な し	103万円以下							
		市県民税控除額	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円									
	老人控除対象配偶者 (70歳以上の配偶者)	所得税控除額	4 8 万円	3 2 万円	1 6 万円			控 除 適 用 な し	103万円超 150万円以下					
		市県民税控除額	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円									
配偶者特別控除	38万円超85万円以下	所得税控除額	3 8 万円	2 6 万円	1 3 万円		控 除 適 用 な し		103万円超 150万円以下					
		市県民税控除額	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円									
	85万円超90万円以下	所得税控除額	3 6 万円	2 4 万円	1 2 万円				控 除 適 用 な し	150万円超 155万円以下				
		市県民税控除額	3 3 万円	2 2 万円	1 1 万円									
	90万円超95万円以下	所得税控除額	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円					控 除 適 用 な し	155万円超 160万円以下			
		市県民税控除額	3 1 万円	2 1 万円	1 1 万円									
	95万円超100万円以下	所得税控除額	2 6 万円	1 8 万円	9 万円	控 除 適 用 な し					160万円超 166万8千円未満			
		市県民税控除額	2 6 万円	1 8 万円	9 万円									
	100万円超105万円以下	所得税控除額	2 1 万円	1 4 万円	7 万円			控 除 適 用 な し			166万8千円以上 175万2千円未満			
		市県民税控除額	2 1 万円	1 4 万円	7 万円									
	105万円超110万円以下	所得税控除額	1 6 万円	1 1 万円	6 万円						控 除 適 用 な し	175万2千円以上 183万2千円未満		
		市県民税控除額	1 6 万円	1 1 万円	6 万円									
	110万円超115万円以下	所得税控除額	1 1 万円	8 万円	4 万円							控 除 適 用 な し	183万2千円以上 190万4千円未満	
		市県民税控除額	1 1 万円	8 万円	4 万円									
	115万円超120万円以下	所得税控除額	6 万円	4 万円	2 万円								控 除 適 用 な し	190万4千円以上 197万2千円未満
		市県民税控除額	6 万円	4 万円	2 万円									
120万円超123万円以下	所得税控除額	3 万円	2 万円	1 万円	控 除 適 用 な し		197万2千円以上 201万6千円未満							
	市県民税控除額	3 万円	2 万円	1 万円										
123万円超	所得税控除額	控除適用なし					控 除 適 用 な し		201万6千円以上					
	市県民税控除額	控除適用なし												

(改正内容)

- ①納税義務者の所得制限が設けられ、合計所得金額900万円超から段階的に控除額が減額される仕組みとなり、合計所得金額1,000万円超から控除を受けられなくなりました。
- ②配偶者特別控除について、控除対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に拡大されました。（改正前：38万円超76万円未満）